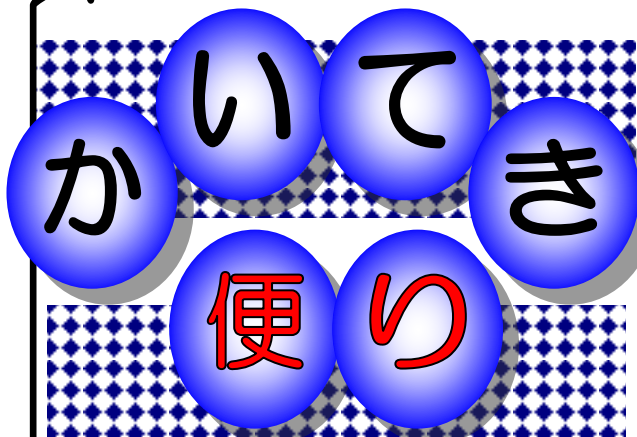


★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX



令和3年9月1日発行 第206号

- お知らせ
 - ・福祉用具に関する新型コロナウイルス感染症への対応に関するアンケート調査結果
 - ・「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内
 - ・令和3年介護サービス施設・事業所調査にご協力を！（厚生労働省所管）
 - ・R3年度 訪問看護にかかる支援策について
 - ・「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言」（令和3年度第2期）の宣言事業所を募集しています！
 - ・令和3年度 介護職員スキルアップ研修【医療的知識編】【受講生募集】
 - ・「社会保険労務士による介護職員処遇改善加算等の取得支援」のご案内
 - ・外国人介護従事者指導担当職員向け研修 受講者募集中！
 - ・外国人介護従事者受入れセミナー 受講者募集中！
 - ・東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業助成金事業計画書を募集中！
 - ・介護予防通所リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの事業所評価加算の届出は、10月15日（金曜日）締切りです！

お知らせ

○ 福祉用具に関する新型コロナウイルス感染症への対応に関するアンケート調査結果

（公財）東京都福祉保健財団では、令和3年3月に、福祉用具に関する新型コロナウイルス感染症への対応に関するアンケート調査を、都内の区市町村・地域包括支援センター・福祉用具貸与事業所・介護老人福祉施設及び介護老人保健施設を対象に実施いたしました。

調査結果を当財団HP「福ナビ」に掲載していますので、是非ご覧ください。

「福ナビ とうきょう福祉ナビゲーション」>福祉用具トップページ

http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/kiki/hukusikiki_menu.html

*お問い合わせ先：公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部
福祉人材対策室 地域支援担当

*電話：03-3344-8514

○ 「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期発見するために、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要となります。

そこで、東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント

◎被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、**講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。**高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2021年4月1日から2022年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「暮らしWEB(下記)」を参照のこと。)

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：**無料**

申込条件：●申込者・・・都内の介護事業者、福祉団体、民生・児童委員、医療機関、町会・自治会、老人クラブ
その他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者・・・原則10人以上

申込受付：2021年4月1日から2022年3月10日まで(先着300回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京暮らしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までFAXにてお送りください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化局HP】東京暮らしWEB

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabитай/de_koza/koure.html

<トップ⇒学びたい⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【お申込み・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

講座申込 FAX番号：03-5614-0743<FAXのみの受付となります>

TEL03-5614-0635(月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>)

この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております

新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、講座を開催しています

○令和3年介護サービス施設・事業所調査にご協力を！（厚生労働省所管）

厚生労働省が全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とし、毎年10月1日を基準日として行っている調査です。

この調査は、国の委託を受けた「株式会社インテージ」が各介護サービス施設・事業所に調査票を送付し回収いたします。ご協力をよろしくお願いいたします。

【お問合せ先】

「厚生労働省福祉・介護施設調査事務局」

(フリーコール)0120-577-714

(開設期間)令和3年9月24日(金曜日)から同年12月28日(火曜日)まで(土・日・祝日を除く。)

午前10時から午後6時まで

※調査についてのお問い合わせは、直接こちらの事務局へお願いします。

※調査票は9月下旬から各施設・事業所へ順次発送予定です。

なお、平成30年調査から、調査方法が変更されたため、調査票が送付されない場合や、送付されても回答していただく必要がない場合があります。

○ R3年度 訪問看護にかかる支援策について

お知らせ

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和3年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

<R3年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 (対象分野: 訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア)	9月30日(木)必着 ただし、 <u>上記締切日を過ぎた後に受験する対象分野に係る教育課程の募集要項等が発表された場合等は、入学試験日の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>
	(2) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	<u>新規開設したステーション等は、事務職員を雇用しようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>
	(3)-ア 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <研修代替職員確保への支援>	<u>新規開設したステーション等は、研修を始めようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>
	(3)-イ 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <産休・育休・介休取得時の代替職員確保への支援>	<u>新たに看護職員が産休等で休業することになったステーション等は、代替職員を任用しようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>
	(4) 新任訪問看護師(★)育成支援事業 ※補助金を活用するためには、管理者指導者育成研修の「育成定着推進コース」の修了が要件です。 ★新卒に限らず、訪問看護が未経験であれば対象です。	今年度受付終了しました。

東京都訪問看護教育ステーション	各教育ステーションへ直接申込ください
<p>「東京都訪問看護教育ステーション事業」 訪問看護ステーション新任訪問看護師交流会の開催</p> <p>このたび、東京都では、「東京都訪問看護教育ステーション事業」の一環として、訪問看護ステーションの新任訪問看護師の方を対象とした交流会を開催しますので、是非ご参加ください。</p> <p>【対象】新任訪問看護師 ※訪問看護経験が0～3年程度の訪問看護師 【内容】新任訪問看護師が日々の業務で抱える悩み等に対して、経験豊富な訪問看護師からの助言等や新任訪問看護師同士の交流を行います。 【研修費】 無料 【お申込み方法】 「申込書」に必要事項をご記入の上、<u>下記交流会実施教育ステーションへ直接お申込みください。</u> その他詳細は、東京都ホームページをご覧ください。</p> <p>【テーマ・開催日時等】 第1回(実施者:あすか山訪問看護ステーション) 【日時】 令和3年9月24日(金曜日)午後6時30分から午後8時00分まで 【場所】 あすか山訪問看護ステーション (北区 神谷 1-13-10 コートK3) アクセス JR京浜東北線東十条駅北口より徒歩12分 東京メトロ南北線王子神谷駅より徒歩5分 ※感染症の状況に応じてオンラインでの開催になる場合がございます。 【テーマ】「やってみよう呼吸介助！～わかりやすい実際の手技のポイント～」 【締切】 令和3年9月15日(水曜日) 【申込先】akabane.st@jvnf.or.jp 【問合せ】電話: 03-6454-4150</p> <p>上記の他、令和4年2月までに3回予定しています。 詳細は、決定次第、以下東京都ホームページ等でご案内します。 https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/houkankyouikukouryukai.html</p>	
管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	(1) 【新規】 育成定着推進コース 今年度受付終了しました。 (2)その他コース 11月～12月頃実施予定 詳細は別途各ステーションへご案内いたします
訪問看護師オンデマンド研修事業	★eラーニング【配信中】 申込は、以下ホームページから ↓ https://tokyohoukan-st.jp/ondemand.html ★相談受付実施中！ ※対象者は条件があります。詳細はホームページをご覧ください。
訪問看護人材確保事業	詳細は別途ご案内いたします

その他の取組

※10日が、土曜日、日曜日、国民の祝日等の閉庁日に当たる場合は、翌開庁日までとします。
また、申込状況に応じて最終期限を設ける予定です。

【ホームページ】東京都福祉保健局>高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業
(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/>)

【お問合せ先】

 東京都訪問看護推進総合事業

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL03-5320-4216 FAX03-5388-1395

○「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言」(令和3年度第2期)の宣言事業所を募集しています！

1 TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業所を募集しています(令和3年度第2期募集)

TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業所を以下の日程で募集しています。職場宣言事業所となり、宣言情報を公開した事業者様には、【職場宣言事業限定デザインのハローキティートートバッグ】をプレゼントいたします！第1期にお申し込みいただけなかった事業者の皆様も、ぜひこの機会にご申請ください。

【申請期間】 令和3年9月1日(水)から令和3年12月10日(金)まで **必着**

【提出先】 (公財)東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉情報室
 宣言情報公表担当あて
 〒163-0713 東京都新宿区西新宿 2-7-1
 小田急第一生命ビル 13階



【申請方法】 東京都福祉保健財団ホームページを参照の上、必要書類を東京都福祉保健財団へご提出ください。

※東京都福祉保健財団ホームページはこちら> <https://www.fukushizaidan.jp/204sengen/shinsei/>

2 スタートアップセミナーを動画でご視聴いただけます！

職場宣言の申請にあたって御覧いただきたいスタートアップセミナーの動画を、以下のページで公開しています。動画では、職場宣言の概要や取組のポイント、申請手続きやふくむすびの操作方法等をご説明しています。

お手元のパソコンやスマートフォンなどで、お気軽にスタートアップセミナーを受講することができます。職場宣言の申請をお考えで、スタートアップセミナー未受講の事業者の方、スタートアップセミナーは受講済みだけれど申請手続きなどを再確認したいという事業者の方は、ぜひご視聴ください！

※スタートアップセミナー動画は、こちら>

<https://www.fukushijinzei.metro.tokyo.lg.jp/www/contents/1574902847799/index.html>

※申請に関するご相談受付等はこちら>

<https://www.fukushizaidan.jp/204sengen/startup/>



3 TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業とは

本事業は、働きやすい職場づくりに取り組むことを宣言する高齢・児童・障害分野等の事業者の情報を広く公表することで、人材の確保と定着を応援する制度です。

(1) 仕組み

働きやすさの指標となる項目を明示した「働きやすい福祉の職場ガイドライン」を踏まえた職場づくりに取り組む事業所を「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業所」として応援します。宣言事業所の情報は、書類審査・現地確認を行った上で、ふくむすび(東京都福祉人材情報バンクシステム)で広く情報発信しています。

※ふくむすび(東京都福祉人材情報バンクシステム)はこちら>

<https://www.fukushijinzei.metro.tokyo.lg.jp/www/contents/1001000000001/index.html>

(2) 宣言していただくこと…

宣言事業所に配付する宣言マークや公表通知書を活用して働きやすい職場づくりに取り組む事業所としてPRできるほか、ハローワークでの求人票にも宣言事業所である旨を記載していただけます。

既に宣言している事業者さんからは、「採用が増えた！」「宣言マークが入職の決め手になったとのことだった！」「定着率が上がった！」などの声をいただいています。名刺やパンフレットに記載したり、法人のWebサイトに掲載したりと、ぜひ積極的にご活用ください！



宣言マーク



公表通知書



宣言事業所用バナー

※ふくむすびの事業所ページへのリンクを設定できます。

4 TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言活用ハンドブックを掲載しています。

「働きやすい職場」を目指す法人・事業所が、「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言」に取り組み、課題を発見、解決することによって、どのような成果を得たのかを、5つの項目に分けて事例を紹介するハンドブックを公開しています。

働きやすい職場づくりに課題を抱えている法人・事業所様はもちろん、福祉職場への就職に関心を持っている求職者の方にとっても、職場選びの参考となる情報が盛りだくさんです！

ぜひ、ご覧ください！

※ハンドブックをご覧になりたい方はコチラ>

<https://www.fukushijinzei.metro.tokyo.lg.jp/www/contents/1625805816780/index.html>



活用ハンドブック

5 その他

詳細は、下記のHPでご紹介しています。ぜひご覧ください。

【東京都福祉保健財団ホームページ】 <https://www.fukushizaidan.jp/204sengen/>

○令和3年度 介護職員スキルアップ研修(医療的知識編)(受講生募集)

1 研修の目的

高齢者介護の現場で働く職員が、高齢者の身体の特徴や、多い疾病の概要、健康状態の観察方法や医療介入の必要性などを学ぶことによって、日常の介護をより安全で質の高いものにするとともに、適切に医療職等と連携することができるようになることを目指して講義・個人ワークを行います。

2 対象

都内に所在する介護保険事業所(※)において経験年数概ね1～3年目の介護職員で、基礎的な医療知識を学びたい方

※東京都福祉保健局HPまたは東京都社会福祉協議会HPに掲載の募集要項をご確認ください。

3 受講料 無料

4 日程・会場

※「収録型WEB研修」第1期の募集は終了しました。

◆集合型 研修

	日程	時間	会場	申込締切	定員
第1期	10月27日(水)	9:25 - 17:00	三鷹産業プラザ	9月8日(水)	45名
第1期	11月5日(金)	9:25 - 17:00	家の光会館		60名

※10月27日は市部事業所優先となります。

※時間割等は決定通知にてお知らせいたします。

※定員に達し次第募集を締め切ります。

※感染症等の状況により、定員が変更になる可能性があります。

5 カリキュラム

	科目名	講師
1部	介護職員の役割と医療的知識の必要性について	公益社団法人 東京都介護福祉士会 常務理事 内田 千恵子 氏
2部	高齢者に多い疾患の理解(疾病の理解と観察のポイント)	公益社団法人 東京都医師会 理事 土谷 昭男 氏
3部	高齢者の心身の理解	公益社団法人 東京都医師会 理事 西田 伸一 氏
4部	高齢者の日常生活を支える身体の管理(基礎知識編)	株式会社ケアーズ 白十字訪問看護ステーション 所長 服部 絵美 氏
5部	気づきのための観察ポイント(個人ワークと解説)	

6 申込方法

東京都福祉保健局HPまたは東京都社会福祉協議会HPに掲載の募集要項を必ずご確認の上、東京都社会福祉協議会研修受付システム「けんとかん」からお申込みください。

(<https://www.shakyo-sys.jp/kensyu/tokyo/>)

7 問合せ先

東京都福祉人材センター研修室 介護職員スキルアップ研修担当

TEL : 03-5800-3335

○「社会保険労務士による介護職員処遇改善加算等の取得支援」のご案内

東京都では、介護職員の育成・定着を図るため、「介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業」を実施しております。本事業では介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の新規取得や、より上位の区分の加算取得に向けた支援を行います。

現在、申込を受け付けておりますので、以下のとおりご案内させていただきます。

※現時点での予定です。今後、変更になる可能性がありますので、予めご承知おきください。

(1) 支援内容

「介護職員処遇改善加算のより上位の区分を取得したい」、「介護職員等特定処遇改善加算を取得したい」などといった都内介護サービス事業所向けに、電話により無料相談を開設しています。社会保険労務士が丁寧に加算取得のためのアドバイスを行いますので、お気軽にご連絡ください。

また、訪問によるアドバイスも行っております。訪問によるアドバイスは事前予約となっております。まずは、電話にてご予約ください。

(2) 申込方法

以下のフリーダイヤルまで、ご連絡ください。

「処遇改善加算相談窓口」フリーダイヤル 0120-179-117

※毎週月・水・金(祝日を除く)9:30~16:30

※祝日と開催日が重なった場合は翌日に行います。詳しくは下記の東京都社会保険労務士会のホームページに掲載されている、開催日カレンダーをご覧ください。

URL: https://www.tokyosr.jp/fukushikaigo_syogukaizenkasan/

○外国人介護従事者指導担当職員向け研修 受講者募集中！

お知らせ

1 目的

外国人介護従事者の指導担当職員に対し、指導のポイント、その他生活面での配慮等について研修を実施し、都内介護サービス事業者の指導体制の整備を支援します。

2 受講対象者

都内介護サービス事業者における外国人介護従事者の指導担当職員(予定者を含む。)

3 内容

【動画配信】

配信期間:令和3年11月15日から12月24日

期間中、いつでも、複数回に分けて視聴可能。

項目	講師
1 外国人介護従事者受入れの制度・法令関係 (約40分)	第一東京弁護士会 弁護士 片岡 邦弘
2 多文化理解の促進、日本語の使い方(約40分)	新宿日本語学校 校長 江副 隆秀
3 外国人介護従事者受入れの体制づくり (約40分)	群馬医療福祉大学短期大学部 教授 白井 幸久
4 介護業務に関する指導・教育(約40分)	群馬医療福祉大学短期大学部 教授 白井 幸久
5 日本での生活に対する支援(約40分)	東京都介護福祉士会 会長 永嶋 昌樹
6 外国人介護従事者の受入れ事例 (約15分×2事例・職員インタビュー約20分)	社会福法人聖風会 特別養護老人ホーム台東 他 社会福祉法人東六会 特別養護老人ホームゆしまの郷

【ライブ講義】

テーマ:外国人従事者への配慮・支援

実施日:令和3年12月16日(木)午後と22日(水)午前(約60分)

※いずれかを選択(定員 各回25名)

講師:東京都介護福祉士会 会長 永嶋 昌樹

※web 会議システム「ZOOM」を使用。

※内容に変更が生じる可能性があります。

※「外国人介護従事者受入れセミナー」と一部内容が重複します。

※全科目の動画を視聴し、アンケートを提出した事業所に対し修了証書を交付します。

※本研修の修了が、東京都の「介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金」の交付要件となります。

7 申込方法

申し込み方法、受講方法は、東京都福祉保健財団ホームページを御覧ください。

【ホームページ】<https://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/>

○外国人介護従事者受入れセミナー 受講者募集中！

お知らせ

1 目的

都内介護サービス事業者の責任者等に対し、外国人介護従事者の受入れ制度についての知識や円滑な受入れに必要なノウハウ等を提供します。

2 受講対象者

都内介護サービス事業者の責任者等(例 経営者、施設長)

3 内容

【動画配信】

配信期間:令和3年10月11日から11月19日まで

期間中、いつでも、複数回に分けて視聴可能。

項目	講師
1 外国人介護従事者受入れの制度・法令関係 (約50分)	第一東京弁護士会 弁護士 片岡 邦弘
2 外国人介護従事者受入れの体制づくり (約40分)	群馬医療福祉大学短期大学部 教授 白井 幸久
3 介護福祉士養成施設の留学生の受入れ (約20分)	日本介護福祉士養成施設協会 八尾 勝
4 外国人介護従事者の受入れ事例 (約15分×2事例・職員インタビュー約20分)	社会福祉法人聖風会 特別養護老人ホーム台東 他 社会福祉法人東六会 特別養護老人ホームゆしまの郷
5 相談窓口・都の介護人材対策の取組等 (約5分)	東京都福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課

【ライブ講義】

テーマ:外国人介護従事者の受け入れ体制づくり

実施日:令和3年11月12日(金)午前と19日(金)午後 (約60分)

※いずれかを選択(定員 各回25名)

講師:群馬医療福祉大学短期大学部 教授 白井 幸久

※web 会議システム「ZOOM」を使用。

※内容に変更が生じる可能性があります。

※「外国人介護従事者指導担当職員向け研修」と一部内容が重複します。

4 申込方法

申し込み方法、受講方法は、東京都福祉保健財団ホームページを御覧ください。

【ホームページ】<https://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/>

【お問い合わせ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部 介護人材養成室

外国人介護人材担当 TEL 03-3344-8627 平日 9:00~17:30

○東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業助成金事業計画書を募集中！

お知らせ

東京都では、介護職員の確保定着を図るため、「東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業」を実施しております。本事業では、事業所の周辺に介護職員の宿舎を確保し、職住近接等による働きやすい職場環境の推進と、災害時の運営体制強化に取り組む介護事業者を支援します。

本事業の助成金交付申請を行うためには、事前に事業計画書の提出が必要となります。本事業の活用を検討されている法人につきましては、事業実施主体である公益財団法人東京都福祉保健財団までお早めにご申請ください。

なお、本事業の申請にあたっては、福祉避難所の指定を受けている等の助成要件がありますので、財団のホームページにてご確認ください。

【提出期限】 **新規法人(本年度新たに申請する法人) 令和3年9月30日(木曜日)**

※継続法人(令和2年度に助成を受けた法人)の受付は終了しました。

【提出先】 〒163-0718 東京都新宿区西新宿 2-7-1 小田急第一生命ビル 18階

公益財団法人東京都福祉保健財団

事業者支援部 運営支援室 宿舎借り上げ支援事業担当(介護)

【提出方法】 簡易書留や特定記録など配達記録の残る方法にて、必要書類を送付してください。

【申請書類等】 公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページよりダウンロードしてください。

(<https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/>)

※申請方法の詳細については、「令和3年度東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業 助成金の手引」及び「記入例集」を必ずご参照ください。

【問合せ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団

事業者支援部 運営支援室 宿舎借り上げ支援事業担当(介護)

TEL 03-3344-8548

○介護予防通所リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの事業所評価加算の届出は、10月15日(金曜日)締切いです！

介護予防通所リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業所において、令和4年度に事業所評価加算の算定を希望する場合には届出が必要です。なお、すでに当該加算の申出をしている事業所において、令和4年度も算定を希望する場合には再度届出の必要はありません。

※介護予防訪問リハビリテーション事業所において令和3年度に事業所評価加算を算定している場合であっても、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の「事業所評価加算(申出)の有無」について「2あり」で届出を行っていない場合、令和4年度の事業所評価加算が算定できません。届出の内容を確認し、手続きを行ってください。

	評価の申出をしていない事業所 (「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」にて「事業所評価加算(申出)の有無」を「1なし」で届出している事業所)	すでに評価の申出をしている事業所 (「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」にて「事業所評価加算(申出)の有無」を「2あり」で届出している事業所)
令和4年度 算定希望する	届出必要 「2あり」として届出してください。	届出不要 【再提出の必要はありません】
令和4年度 算定希望しない	届出不要	届出必要 「1なし」として届出してください。

【提出期限】 令和3年10月15日(金曜日)必着

【提出書類】 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
※様式については下記ホームページをご覧ください。

【提出先・お問い合わせ先】

◆介護予防通所リハビリテーション(介護老人保健施設除く)及び介護予防訪問リハビリテーション

〒163-0718 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階
公益財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室
TEL:03-3344-8517

【様式等】

- ・東京都介護サービス情報 > 介護事業者の皆様へ(通所リハビリテーション) > 加算届
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/7_tuuriha.html
- ・東京都介護サービス情報 > 介護事業者の皆様へ(訪問リハビリテーション(病院、診療所)) > 加算届
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/15_houriha_minashi.html
- ・東京都介護サービス情報 > 介護事業者の皆様へ(訪問リハビリテーション(老健)) > 加算届
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/5_houriha.html

◆介護予防通所リハビリテーション(介護老人保健施設みなし指定)

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎26階
東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営担当
TEL:03-5320-4264

【様式等】東京都福祉保健局 > 分野からのご案内(高齢者) > 介護老人保健施設 > 介護老人保健施設変更届出等様式

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/rouken/henkou.html>

